

「芽室町議会委員会条例」の一部改正

■条例の改正点と背景

[要改正事項]

①役場機構改革による「課設置条例改正」に伴う改正

②教育委員長から教育長への法改正に伴う改正

(平成27年4月1日施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育長に統合されて、教育委員長が廃止されたことによる)

■議論のポイント

①役場機構改革による「課設置条例改正」に伴う改正

・常任委員会名

- 従来の委員会名から変更無し

・両委員会の「所管事務事業」のバランス・関連性、従前の所管からの調査継続性等を考慮

- 別紙 資料3-1②

②教育委員長から教育長への法改正に伴う改正

・現状に合わせるため特に論点無し

■改正スケジュール

・12月24日 第22回議運

・1月15日 第23回議運

・1月21日 第24回議運

・1月27日 第12回全員協議会

・2月3日 第25回議運

・2月 日 第13回全員協議会

・2月19日 第 回議運 : 3月定例会議提案事項

・3月2日 3月定例会議議案審議

■委員会条例(改正点抜粋)

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

改正後

■委員会条例(改正点抜粋)

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、上水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民税務課、健康福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

■令和3年度 組織機構図

【改正後の所管 ↓】

↓現行所管による簡易的な色分け

NO	課名	NO	係名	旧係及び主な事務変更等
1	政策推進課	1	政策調整係	企画調整係
		2	広報広聴係	町長秘書業務追加
		3	財政係	
2	総務課	4	総務係	
		5	行政経営係	
		6	契約法制係	契約+文書法制
		7	危機対策係	防災・減災、庁舎・公用車管理
3	魅力創造課	8	魅力創造係	新規設置（協働、郷土愛）
		9	魅力発信係	観光物産係
4	都市経営課	10	都市経営係	公共施設マネジメント係+管財
		11	建築住宅係	都市建築係+公営住宅係
5	住民税務課	12	住民窓口係	上美生出張所（窓口）
		13	納税係	
		14	住民税係	
		15	資産税係	
6	健康福祉課	16	社会福祉係	
		17	障がい福祉係	
		18	保健推進係	
7	高齢者支援課	19	国保医療係	
		20	介護保険係	
		21	在宅支援係	
8	子育て支援課	22	介護予防係	
		23	子育て支援係	
		24	発達支援係	
		25	児童係	子どもセンター係と統合
9	農林課	26	農務係	農林係と農産係の役割整理
		27	林務係	〃
		28	畜産係	
		29	土地改良係	
10	商工労政課	30	商業振興係	商工振興係の役割整理
		31	工業労政係	〃
11	環境土木課	32	生活環境係	生活環境係+交通防犯
		33	公園係	
		34	道路整備係	建設係
		35	道路維持係	土木維持係
		36	水道庶務係	
12	水道課	37	水道工務係	
		38	下水道工務係	
13	出納課	39	出納係	
15	公立芽室病院	40	総務係	
		41	経営企画係	新設設置
		42	医事係	
16	教育推進課	43	教育総務係	総務係
		44	教育推進係	学校教育係
		45	給食係	
17	生涯学習課	46	社会教育係	
		47	スポーツ振興係	
18	議会事務局	48	図書館係	
		49	総務係	
19	監査委員事務局 (選挙管理委員会/公平委員会)			
	農業委員会事務局	50	農地振興係	

■令和2年度 組織機構図

【改正前】

=総務経済
=厚生文教

NO	課等名	人数	No.	係名
1	総務課 ●参事：危機管理担当	21	1	総務係
			2	行政経営係
			3	契約管財係
			4	地域安全係
			-	総務課付
2	企画財政課 ●参事： 公共施設マネジメント推進担当	15	5	企画調整係
			6	財政係
			7	広報広聴係
			8	公共施設マネジメント係
3	税務課 ●参事：納税推進担当	12	9	納税
			10	町民税
			11	資産税
4	住民生活課	14	12	住民
			13	生活環境
			14	公営住宅係
			15	国保医療係
			16	社会福祉係
5	保健福祉課	26	17	障がい福祉係
			18	保健推進係
			19	在宅支援係
			20	高齢者相談係
			21	介護保険係
			22	児童係
6	子育て支援課	29	23	子育て支援係
			24	発達支援係
			25	保育所
			26	子どもセンター
			27	農林係
7	農林課	15	28	農産係
			29	畜産係
			30	土地改良係
8	商工観光課 ●参事：工業振興担当	10	31	商工振興係
			32	観光物産係
9	建設都市整備課	15	33	都市建築係
			34	公園緑地係
			35	建設係
			36	土木維持係
			37	庶務係
10	水道課	9	38	水道工務係
			39	下水道工務係
			40	出納係
11	出納課	3	41	出納係
12	公立芽室病院	5	42	庶務係
13	学校教育課	12	43	総務係
			44	学校教育係
			45	給食係
14	社会教育課	9	46	社会教育係
			47	スポーツ振興係
15	議会事務局	3	48	図書館係
			49	総務係
16	監査委員事務局 (公平委員会)	1		
17	農業委員会事務局	3	48	
		202		

17課（4参事） / 48係